

奈良県告示第七十号

昭和六十三年六月奈良県告示第百八十五号（歳入の徴収事務の委託）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年五月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一を次のように改める。

一 徴収を委託した歳入

奈良県障害者総合支援センター条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十号）第三
条に規定する使用料及び手数料